

令和4年度展示会等誘致開催促進事業 企画提案仕様書

1 事業名

令和4年度展示会等誘致開催促進事業

2 事業の目的

本事業は、展示会・見本市・商談会（以下、「展示会等」という。）の誘致や開催支援等を行うとともに、MICEネットワークを活用した専門人材の育成及び展示会等の受入体制強化に取り組み、海外展開のビジネス交流拠点となる「プラットフォーム沖縄」の構築を図ることを目的とする。

3 事業期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

4 委託業務の内容

展示会等の推進に関し、沖縄MICE振興戦略を始め、沖縄県のMICE関連施策や、国内外の先進地事例を踏まえ、以下の業務を実施する。

(1) 展示会等の誘致関連業務

①主催者等への個別誘致営業

国内外の展示会主催者等に対し、沖縄での展示会等開催環境などを説明し、県内開催に向けた誘致営業活動を行う。

②有望案件等の調整

個別誘致営業の取組を踏まえ、有望案件については、主催者等の県内MICE施設の視察同行や県内MICE関連事業者とのマッチング支援を行うなど、開催角度を高める取組を行う。

③展示会等開催地としてのプロモーション活動

展示会等開催地としての沖縄の認知度を向上させるために、国内外の展示会主催者等に向けたプロモーション活動を行う。

④個別誘致営業、プロモーション活動の活動目標件数は20件とする。

(2) 沖縄MICEネットワークを通じた産学官連携の推進

①展示会等誘致開催検討会の実施

展示会等を誘致、開催するための取組みについて情報発信や意見交換をするため、展示会等に関連する産業分野を対象に検討会を3回実施する。

②MICEに携わる人材育成に係る検討

展示会等の誘致、開催に必要な人材の育成について、情報収集や意見交換を行う。

5 予算に関する要件

本委託業務に係る予算は13,071千円以内（消費税込み）とする。

6 業務の実施状況に関する事項

(1) 事業の進捗状況を毎翌月10日までに沖縄県に報告すること。

- (2) 年度末を目処に報告会を開催し、事業成果や課題に関する報告を行うこと。
- (3) 事業完了時に、実際に要しなかった経費があるときは、相当の委託料を減額する。

7 事業の成果品及び著作権

本事業の実績をまとめた報告書を成果品として報告書3部及び電子ファイルにて沖縄県に納品すること。また、報告書の概要版を、作成、添付すること。

当該成果品や本事業で制作した電子データ、その他写真素材等に係る一切の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。ただし、本委託業務の実施にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。

8 協議

本仕様書に明記されていない事項で、業務の実施にあたり必要となる事項については、県及び受託者で協議の上、決定する。

9 再委託の制限等

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委託し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下、「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることができる。

○契約の主たる部分

契約金額の50%を超える業務

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

その他、県が契約の主たる部分と決定した業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

○再委託により履行することのできる業務の範囲

契約金額の50%を超えない業務

ウェブサイト、動画、パンフレット、パネル等作成のための制作会社への再委託

その他、県が再委託により履行できると決定した業務

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

○その他、簡易な業務

資料の収集・整理・複写・印刷・製本

外国語の通訳・翻訳

議事録作成、原稿・データの入力及び集計

その他、県が簡易と決定した業務

(5) その他一般管理費に関する留意事項

再委託とは、契約の履行にあたり、委託業務に係る履行の全部又は一部について、第三者と委任（準委任を含む）又は請負に係る契約を結び、役務の提供を受けることを意味する。ただし、一般管理費の算定基礎から控除される再委託は、請負契約に係る経費は含まれない。

○一般管理費の算出（県基準を採用する場合）

（直接人件費＋直接経費－再委託費（※））×10%以内

※一般管理費の算出基礎となる再委託については、委任（準委任を含む）契約に係る経費であり、請負契約に係る経費は含まない。